

札幌市立大学情報セキュリティポリシー基本方針

平成20年3月26日制定

改正：令和8年4月1日

1 基本方針

高度情報社会において、公立大学法人札幌市立大学（以下「本学」という。）の学生、教職員等が教育や研究、社会活動、大学運営を安全に行うためには、大学の情報資産の安全性を確保することが重要である。本学の学生、教職員のすべてが、情報資産の価値を認識することが肝要であり、自身の情報を守るだけでなく、他者の情報資産も侵してはならないものとして行動しなければならない。

情報セキュリティの大切さを本学の全構成員（教職員、臨時職員、非常勤教職員、委託業者、大学生、来学者等）が十分に認識し、情報資産を守るため、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターによる「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン*」を踏まえ、本学は、「札幌市立大学情報セキュリティポリシー」（以下、ポリシーと記す）を定める。

ポリシーは、次に掲げる事項を実施するため、本学の管理する情報資産を扱うに当たり、遵守しなければならない最低限の事項をまとめたものである。

- (1)本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2)学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止
- (3)情報資産の分類・管理
- (4)情報セキュリティに関する情報取得の支援

2 定義

用語の定義は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターによる「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン*」に定める定義と同様とする。

* <https://www.cyber.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

3 対象範囲

ポリシーの対象範囲は、本学の情報資産のうち情報システム上で取り扱う電磁的に記録された情報、並びに本学のネットワークに接続されたすべての情報システムとする。

ポリシーの対象者は、ネットワークや情報資産の利用および運用に関わる全構成員、これらを利用するすべての者とする。

4 対策の基準と実施

情報セキュリティに関する対策基準、実施手順を別途定め、運用を行う。